【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月8日

【四半期会計期間】 第103期第1四半期(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

【会社名】 大豊工業株式会社

【英訳名】 TAIHO KOGYO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 髙 橋 清 八

【本店の所在の場所】 愛知県豊田市緑ケ丘3丁目65番地

【電話番号】 豊田(0565)28 2225

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 松野雅廣

【最寄りの連絡場所】 愛知県豊田市緑ケ丘3丁目65番地

【電話番号】 豊田(0565)28 2225

【事務連絡者氏名】 取締役経理部長 松野雅廣

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

# 第一部 【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第103期第1四半期連結 累計(会計)期間	第102期
会計期間		自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高	(千円)	26,674,127	108,883,713
経常利益	(千円)	1,180,551	5,620,594
四半期(当期)純利益	(千円)	662,947	3,695,198
純資産額	(千円)	47,248,305	48,332,066
総資産額	(千円)	101,353,370	103,702,362
1株当たり純資産額	(円)	1,668.63	1,709.99
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	23.64	132.49
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	21.08	117.63
自己資本比率	(%)	46.2	46.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,514,807	12,121,078
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,698,700	8,926,670
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	22,262	2,689,022
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	13,204,354	13,782,647
従業員数	(名)	3,433	3,259

<sup>(</sup>注) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

### 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容の重要な変更は以下のとおりであります。

(1)事業内容の重要な変更

自動車部品関連事業

該当事項はありません。

自動車製造用設備関連事業

該当事項はありません。

その他

該当事項はありません。

(2)主要な関係会社の異動

自動車部品関連事業

ヤマテ工業(株)は、当第1四半期連結会計期間の株式売却に伴い持分法適用の範囲から除外しております。

自動車製造用設備関連事業

該当事項はありません。

その他

該当事項はありません。

# 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間における、重要な関係会社の異動は以下のとおりであります。

(1)除外

ヤマテ工業(株)は、当第1四半期連結会計期間の株式売却に伴い持分法適用の範囲から除外しております。

### 4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における状況

	一
従業員数(名)	3,433 (499)

立代の年 6 日の日田左

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
  - 2 臨時従業員数は、平均雇用人員を()外数で記載しております。
  - 3 臨時従業員には、パートタイマー及び期間契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

### (2) 提出会社の状況

_		<u>平成20年 6 月30日現在</u>
	従業員数(名)	1,570

(注) 従業員数は、就業人員であります。

# 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(千円)
自動車部品関連事業	21,825,263
自動車製造用設備関連事業	4,436,122
その他	123,492
合計	26,384,877

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
  - 2 金額算出基礎は、販売価格で計算しております。
  - 3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における自動車製造用設備関連事業の受注実績を示すと、次のとおりであります。

なお、自動車製造用設備関連事業を除く製品については、見込生産を行っております。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(千円)	受注残高(千円)
自動車製造用設備関連事業	5,275,840	5,847,426

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称		販売高(千円)
	軸受製品	9,225,030
	ダイカスト製品	4,891,692
自動車部品関連事業	ガスケット製品	3,253,327
	組付製品他	4,745,545
	計	22,115,596
	設備	3,728,257
自動車製造用設備関連事業	精密金型	707,065
	計	4,435,323
その他		123,208
合計		26,674,127

- (注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。
  - 2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
  - 3 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当第 1 四半期連結会計期間		
怕于无	販売高(千円)	割合(%)	
トヨタ自動車(株)	14,840,858	55.6	

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ (当社及び連結子会社) が判断したものであります。

### (1) 経営成績の分析

当第1四半期の自動車業界におきましては、原材料及び原油価格の高騰や景気の先行き不透明感等により、国内新車販売台数は前年同期実績を下回りました。また、海外におきましても、北米での自動車販売の減速が顕著となり、当社グループを取り巻く環境はより一層厳しい状況になるものと思われます。

#### 売上高

当第1四半期連結会計期間の売上高は、メタル、ブシュ等の自動車軸受製品の売上及び自動車用製造設備の受注が増加したことにより、26,674百万円となりました。

### 営業利益

当第1四半期連結会計期間の営業利益は、1,076百万円となりました。

### 経常利益

当第1四半期連結会計期間の経常利益は、1,180百万円となりました。

#### 四半期純利益

当第1四半期連結会計期間の四半期純利益は、662百万円となりました。

事業の種類別セグメントの業績につきましては、自動車部品関連事業においては、売上高が22,115百万円となり、自動車製造用設備関連事業においては、売上高が4,435百万円となりました。その他においては、売上高が123百万円となりました。

所在地別セグメントの業績につきましては、日本においては、売上高が23,492百万円となり、北米地域においては、売上高が859百万円となり、アジア地域においては、売上高が1,571百万円となりました。その他の地域では、売上高が750百万円となりました。

# (2) 財政状態の分析

#### 流動資産

当第1四半期連結会計期間末における流動資産の残高は44,598百万円であり、前連結会計年度末に比べ1,817百万円減少しております。受取手形及び売掛金の減少1,945百万円が主な要因であります。 固定資産

当第1四半期連結会計期間末における固定資産の残高は56,754百万円であり、前連結会計年度末に比べ531百万円減少しております。有形固定資産の減少291百万円、投資その他の資産の減少242百万円が主な要因であります。

### 流動負債

当第1四半期連結会計期間末における流動負債の残高は32,812百万円であり、前連結会計年度末に比べ818百万円減少しております。支払手形及び買掛金の減少1,750百万円が主な要因であります。 固定負債

当第1四半期連結会計期間末における固定負債の残高は21,292百万円であり、前連結会計年度末に 比べ447百万円減少しております。長期借入金の減少263百万円が主な要因であります。

当第1四半期連結会計期間末における純資産の残高は47,248百万円であり、前連結会計年度末に比べ1,083百万円減少しております。為替換算調整勘定の減少1,335百万円が主な要因であります。

### (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、13,204百万円であります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、2,514百万円となりました。主に減価償却費1,832百万円、売上債権の減少1,659百万円、仕入債務の減少1,528百万円、法人税等の支払額1,052百万円、税金等調整前四半期純利益1,170百万円であります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、2,698百万円となりました。主に有形固定資産の取得による支出2,628百万円であります。

# (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、22百万円であります。主に短期借入れによる収入1,064百万円、短期借入金の返済による支出469百万円、配当金の支払額504百万円であります。

# (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

### (5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は368,652千円であります。

### (6) 資金需要及び財務政策

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの資金需要及び財務政策において、重要な変更及び 新たに生じた課題はありません。

# 第3 【設備の状況】

# (1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

# (2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設について、重要な変更及び重要な設備計画の完了はありません。

また、当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

# 第4 【提出会社の状況】

# 1 【株式等の状況】

# (1) 【株式の総数等】

# 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	48,400,000
計	48,400,000

# 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	28,222,657	28,222,657	東京証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	
計	28,222,657	28,222,657		

<sup>(</sup>注)提出日現在の発行数には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

### (2) 【新株予約権等の状況】

平成13年旧商法第280条 J 20及び第280条 J 21の規定に基づくストック・オプションの内容等は次のとおりであります。

株主総会の特別決議(平成17年6月22日)

	第1四半期会計期間末現在(平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	730(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	73,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,202(注) 3
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日~ 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,202 資本組入額 601
新株予約権の行使の条件	対象取締役の退任・対象従業員の退職及び死亡の取扱いは以下のとおりとする。 ・当社の取締役、従業員の地位を有さなくなった場合には、地位喪失日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い方から6ヶ月間に限り新株予約権を行使することが出来る。ただし、新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされ、又は新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。 ・死亡した場合は相続人は新株予約権を行使することはできないものとする。その他、権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当を受けたものとの間で締結する新株予約権割当を受けたものとの間で締結する新株予約権割
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を 要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
	'

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
  - 2 新株予約権を発行する日(以下「発行日」とする。)以降、当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。新株予約権の目的たる株式総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使及び消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、発行日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後株式数に当該時点で行使及び消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に公告または 通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やか に公告または通知するものとする。

3 行使価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社 普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.025を乗じた金額(1円未満の端数は切上 げ)、または発行日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とす る。 なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円 未満の端数は、これを切り上げる。

当社普通株式の分割又は併合を行う場合

時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡及び「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の商法に定める第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションの内容等は次のとおりであります。

株主総会の特別決議(平成18年6月21日)

小工派の公司が八成 (十成10年 0 万21日)	第1四半期会計期間末現在(平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	1,900(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	190,000(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,406(注) 3
新株予約権の行使期間	平成20年 7 月 1 日 ~ 平成22年 6 月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,406 資本組入額 703
新株予約権の行使の条件	対象取締役の退任・対象従業員の退職及び死亡の取扱いは以下のとおりとする。 ・当社の取締役、従業員の地位を有さなくなった場合には、地位喪失日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い方から6ヶ月間に限り新株予約権を行使することが出来る。ただし、新株予約権割当契約に定める条件により、行使可能な新株予約権の数及び行使可能期間等について制限がなされ、又は新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。 ・死亡した場合は相続人は新株予約権を行使することはできないものとする。その他、権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当を受けたものとの間で締結する新株予約権割当を受けたものとの間で締結する新株予約権割
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を 要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
  - 2 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」とする。)以降、当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。 新株予約権の目的たる株式総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使及び消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、割当日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後株式数に当該時点で行使及び消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に公告または通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やかに公告または通知するものとする。

3 行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社 普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.025を乗じた金額(1円未満の端数は切上 げ)、または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とす る。 なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円 未満の端数は、これを切り上げる。

当社普通株式の分割又は併合を行う場合

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>1</u> 分割・併合の比率

時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡及び、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記3に定められる行使価額を組織 再編の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約 権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の行使可能期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生 日のうちいずれか遅い日から、行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の 金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。増加する資本準備金の額 は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の、、、、、及びの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

### 株主総会の特別決議(平成19年6月20日)

	第1四半期会計期間末現在(平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	2,140(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	214,000(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,824(注) 3
新株予約権の行使期間	平成21年 8 月 1 日 ~ 平成23年 7 月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,824 資本組入額 912
新株予約権の行使の条件	対象取締役の退任・対象従業員の退職及び死亡の取扱いは以下のとおりとする。 ・当社の取締役、従業員の地位を有さなくなった場合には、地位喪失日又は権利行使期間の開始日のいずれか遅い方から6ヶ月間に限り新株予約権を行使することが出来る。ただし、新株予約権の数及び行使可能助間等について制限がなされ、又は新株予約権を当社に返還すべきこととなることがある。 ・死亡した場合は相続人は新株予約権を行使することはできないものとする。その他、権利行使の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権割当を受けたものとの間で締結する新株予約権割当を受けたものとの間で締結する新株予約権割に定めるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を 要する。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

- (注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。
  - 2 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」とする。)以降、当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の株式は、これを切り捨てる。新株予約権の目的たる株式総数は、調整後付与株式数に当該時点で行使及び消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、割当日以降、当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で付与株式数を調整し、新株予約権の目的たる株式の総数は、調整後株式数に当該時点で行使及び消却されていない新株予約権の総数を乗じた数とする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を 新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に公告または 通知する。ただし、当該適用の日の前日までに公告または通知を行うことができない場合には、以後速やか に公告または通知するものとする。

3 行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社 普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値に1.025を乗じた金額(1円未満の端数は切上 げ)、または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とす る。 なお、割当日以降、以下の事由が生じた場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円 未満の端数は、これを切り上げる。

当社普通株式の分割又は併合を行う場合

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × <u>1</u> 分割・併合の比率

時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)附則第5条第2項の規定に基づく自己株式の譲渡及び、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使又は当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換又は行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株式へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
  - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数組織再編行為の条件等を勘案の上、上記2に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記3に定められる行使価額を組織 再編の条件等を勘案の上調整して得られる再編後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約 権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の行使可能期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使することができる期間の満了日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の 金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。増加する資本準備金の額 は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

以下の、、、、、及びの議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

### 第1回転換社債型新株予約権付社債(平成18年3月3日)

	第1四半期会計期間末現在(平成20年6月30日)
新株予約権の数(個)	5,999(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を 新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通 株式を移転(以下当社普通株式の発行または移転を当 社普通株式の「交付」という)する数は、行使請求に係 る本社債の発行価額の総額を別記「新株予約権の行使 時の払込金額」に定める転換価額で除して得られる最 大整数とする。この場合に1株末満の端数が生じたと きは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,761(注) 2
新株予約権の行使期間	平成18年 5 月 1 日 ~ 平成23年 3 月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,761 資本組入額 881
新株予約権の行使の条件	当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、 以後本新株予約権を行使することはできないものとす る。また、各本新株予約権の一部について行使請求する ことはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	旧商法第341条ノ2第4項の定めにより本社債の社債部分と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	
新株予約権付社債の残高(千円)	5,999,000

(注) 1 各本社債に付された本新株予約権の数は1個とする。本社債の券面総額に対する本新株予約権の付与割合は 100%とする。

### 2 転換価額の調整

(1) 本社債の発行後、第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

				既発行	+	新規発行・ 処分株式数	×	1 株あたりの 発行・処分価額
調整後	_	調整前	<b>.</b> .	株式数			時価	
転換価額	_	転換価額	^		既	発行株式数 + 新規発行	テ・処分:	株式数

(2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

第(4)号 に定める時価を下回る発行価額または処分価額をもって当社普通株式を新たに発行または旧商法第211条に基づき当社の有する当社普通株式を処分する場合。

調整後の転換価額は、当該当社普通株式の発行または処分における払込期日の翌日以降、また、当該当社普通株式の発行の場合において募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により当社普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。なお、上記ただし書の場合において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに本新株予約権の行使をなした者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。ただし、当社は定款の定めに従い単元未満株式については株券を発行しない。

( 調整前転換価額 - 調整後転換価額 ) × 調整前転換価額をもって行使により株式数 = 当該期間内に交付された株式数

#### 調整後転換価額

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合。調整後の転換価額は、発行される証券または新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換されまたは当初の行使価額で行使されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、その払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は発行日)にその証券の全部が転換され、またはその新株予約権もしくは新株予約権付社債の権利の全部が行使され、当社普通株式が新たに発行されたものとみなし、その払込期日の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の終りにその証券の全部が転換され、またはその新株予約権もしくは新株予約権付社債の権利の全部が行使され、当社普通株式が新たに発行されたものとみなし、その割当日の翌日以降これを適用する。

- (3) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、この差額相当額は、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合に算出される調整後の転換価額にそのつど算入する。
- (4) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(ただし、第(2)号 ただし書の場合 は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式 の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。 この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場 合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日にお ける当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。また、第(2)号 の場合には、転換価額調整式で使 用する新規発行・処分株式数は、株主割当日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社 普通株式数を含まないものとする。
- (5) 第(2)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、社債管理会社と協議のうえ、その承認を得て、転換価額の調整を適切に行う。 株式の併合、資本の減少、旧商法第373条に定められた新設分割、旧商法第374条ノ16に定められた吸収分割、または合併のために転換価額の調整を必要とするとき。 本号のほか、当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 第(1)号ないし第(5)号に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を社債管理会社に通知し、かつ、適用の日の前日までに必要な事項を公告する。ただし、第(2)号 ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の公告を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

# (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年4月1日~ 平成20年6月30日 (注)	61,000	28,222,657	33,313	6,193,989	33,259	9,824,045

<sup>(</sup>注) 新株予約権の行使による増加であります。

# (5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

# (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日現在の株主名簿により記載しております。

### 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 150,900		
完全議決権株式(その他)	普通株式 27,977,900	279,779	
単元未満株式	普通株式 32,857		
発行済株式総数	28,161,657		
総株主の議決権		279,749	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄には、実質株主名簿に記載されていない証券保管振替機構名義の株式が、 3,000株(議決権30個)含まれております。なお、「総株主の議決権の数(個)」欄には、証券保管振替機構 名義に係る議決権の数、30個は含まれておりません。
  - 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が次の通り含まれております。 自己保有株式 80株

# 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

				1 17220	<u> </u>
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 大豊工業株式会社	愛知県豊田市緑ヶ丘 3丁目65番地	150,900		150,900	0.54
計		150,900		150,900	0.54

# 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高(円)	1,344	1,537	1,564
最低(円)	1,124	1,262	1,335

<sup>(</sup>注) 株価の最高・最低については、東京証券取引所の株価によっております。

# 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

# 第5 【経理の状況】

# 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

# 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20月4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あらた監査法人により四半期レビューを受けております。

# 1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,937,327	14,530,330
受取手形及び売掛金	18,549,580	20,495,496
有価証券	700,691	499,936
製品	2,015,080	2,304,330
原材料	1,232,025	1,390,570
仕掛品	3,322,796	2,679,118
貯蔵品	1,025,555	1,030,317
繰延税金資産	1,397,260	1,184,061
その他	2,435,615	2,331,446
貸倒引当金	17,050	29,446
流動資産合計	44,598,884	46,416,161
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	23,456,763	23,624,708
減価償却累計額	11,803,758	11,588,779
建物及び構築物(純額)	11,653,005	12,035,929
機械装置及び運搬具	67,903,749	67,751,561
減価償却累計額	46,002,396	45,656,572
機械装置及び運搬具(純額)	21,901,353	22,094,988
土地	12,976,712	12,215,127
建設仮勘定	2,923,869	3,532,067
その他	13,130,470	12,763,387
減価償却累計額	11,471,656	11,236,041
その他(純額)	1,658,814	1,527,346
有形固定資産合計	51,113,755	51,405,459
無形固定資産		
無形固定資産合計	545,998	543,299
投資その他の資産		
投資有価証券	2,760,624	2,900,435
繰延税金資産	1,468,244	1,644,707
その他	875,819	801,148
貸倒引当金	9,954	8,850
投資その他の資産合計	5,094,732	5,337,441
固定資産合計	56,754,485	57,286,200
資産合計	101,353,370	103,702,362
>	101,555,570	103,702,302

(単位:千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,424,618	17,174,812
短期借入金	2,631,652	2,116,599
1年内返済予定の長期借入金	786,058	767,991
1年内償還予定の社債	5,000,000	5,000,000
未払費用	5,355,579	4,338,825
未払法人税等	732,247	1,308,113
役員賞与引当金	48,830	195,746
その他	2,833,427	2,728,341
流動負債合計	32,812,414	33,630,429
固定負債		
社債	10,999,000	10,999,000
長期借入金	5,958,516	6,222,418
繰延税金負債	483,215	422,817
退職給付引当金	2,207,931	2,271,962
役員退職慰労引当金	262,895	340,138
負ののれん	1,221,587	1,319,218
その他	159,504	164,311
固定負債合計	21,292,650	21,739,865
負債合計	54,105,065	55,370,295
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,193,989	6,160,676
資本剰余金	9,662,802	9,629,543
利益剰余金	30,918,418	30,761,989
自己株式	188,868	188,029
株主資本合計	46,586,342	46,364,179
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	373,657	318,586
為替換算調整勘定	119,836	1,215,306
評価・換算差額等合計	253,821	1,533,893
新株予約権	52,174	42,090
少数株主持分	355,967	391,902
純資産合計	47,248,305	48,332,066
負債純資産合計	101,353,370	103,702,362

# (2)【四半期連結損益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

(単位:千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
売上高	26,674,127
売上原価	22,883,846
売上総利益	3,790,281
販売費及び一般管理費	
荷造運搬費	261,993
役員報酬	94,865
従業員給料	670,388
賞与	241,752
退職給付費用	44,319
法定福利費	118,326
福利厚生費	144,814
役員退職慰労引当金繰入額	17,204
役員賞与引当金繰入額	48,830
賃借料	87,824
旅費及び交通費	86,428
減価償却費	76,868
研究開発費	345,577
その他	474,792
販売費及び一般管理費合計	2,713,985
営業利益	1,076,296
営業外収益	
受取利息	16,168
受取配当金	37,769
持分法による投資利益	5,424
負ののれん償却額	97,631
その他	141,865
営業外収益合計	298,859
営業外費用	
支払利息	56,870
固定資産除却損	23,232
為替差損	51,129
その他	63,372
営業外費用合計	194,604
経常利益	1,180,551
特別利益	
固定資産売却益	877
特別利益合計	877
19 N34.3 TIT 13 B I	

(単位:千円)

# 当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

特別損失	
固定資産除却損	67
固定資産売却損	182
投資有価証券評価損	7,758
その他の投資評価損	2,010
貸倒引当金繰入額	1,104
特別損失合計	11,122
税金等調整前四半期純利益	1,170,306
法人税、住民税及び事業税	495,044
法人税等調整額	14,178
法人税等合計	480,866
少数株主利益	26,493
四半期純利益	662,947

# (3)【四半期連結キャシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	主 十成20年 0 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	1,170,306
減価償却費	1,832,644
負ののれん償却額	97,631
退職給付引当金の増減額( は減少)	55,308
役員退職慰労引当金の増減額( は減少)	77,243
役員賞与引当金の増減額( は減少)	146,916
貸倒引当金の増減額( は減少)	9,192
受取利息及び受取配当金	53,938
支払利息	56,870
投資有価証券評価損益( は益)	7,758
固定資産除却損	23,300
固定資産売却益	4,013
固定資産売却損	252
持分法による投資損益(は益)	5,424
売上債権の増減額(は増加)	1,659,579
たな卸資産の増減額(は増加)	437,825
仕入債務の増減額( は減少)	1,528,431
未払消費税等の増減額( は減少)	113,847
その他	1,115,630
小計	3,564,265
利息及び配当金の受取額	53,958
利息の支払額	50,436
法人税等の支払額	1,052,979
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,514,807
投資活動によるキャッシュ・フロー	
定期預金の預入による支出	21,040
定期預金の払戻による収入	19,500
有価証券の取得による支出	100,000
投資有価証券の取得による支出	297
投資有価証券の売却による収入	84,000
有形固定資産の取得による支出	2,628,439
有形固定資産の売却による収入	47,378
貸付けによる支出	282
貸付金の回収による収入	2,380
その他	101,899
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,698,700

(単位:千円)

# 当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	1,064,833
短期借入金の返済による支出	469,359
長期借入金の返済による支出	177,729
自己株式の取得による支出	838
ファイナンス・リース債務の返済による支出	695
新株予約権の行使による株式の発行による収入	66,398
配当金の支払額	504,192
少数株主への配当金の支払額	680
財務活動によるキャッシュ・フロー	22,262
現金及び現金同等物に係る換算差額	372,137
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	578,293
現金及び現金同等物の期首残高	13,782,647
現金及び現金同等物の四半期末残高	13,204,354

### 【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) 該当事項はありません。

### 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

### 1 持分法適用の範囲の変更

ヤマテ工業(株)は、当第1四半期連結会計期間の株式売却に伴い持分法適用の範囲から除外しております。

#### 2 会計処理の原則及び手続の変更

### (1) リース取引に関する会計基準の適用

「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を当第1四半期連結会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更し、有形固定資産の「その他」として計上しております。

また、リース資産の減価償却の方法は、リース期間を耐用年数とし、残存価格をゼロとして算定する方法によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、有形固定資産が5,044千円増加し、流動負債が1,026千円、固定負債が4,018千円増加しております。

なお、当該変更に伴う損益に与える影響はありません。

### (2) 海外連結子会社等の財務諸表項目の換算方法の変更

海外連結子会社等の収益及び費用は従来、当該子会社等の決算日の為替相場により換算しておりましたが、 当第1四半期連結会計期間より期中平均相場による換算方法に変更しております。

この変更は、当該子会社等の重要性が増したことに伴い、連結会計期間を通じて発生する収益及び費用の各項目について、より実態に即した換算を行うために行ったものであります。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、売上高が126,668千円、営業利益が11,296千円、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ10,931千円増加しております。

なお、セグメント情報に与える影響は「セグメント情報」に記載しております。

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法の変更

当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用し、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ80,669千円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は「セグメント情報」に記載しております。

### 【簡便な会計処理】

### 当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

#### 1 固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

2 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生 状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

### 【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日) 該当事項はありません。

### 【追加情報】

### 当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

### 1 有形固定資産の耐用年数の変更

四半期連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社の機械装置については、従来、耐用年数を10~12年としておりましたが、平成20年税制改正を契機に耐用年数の見直しを行い、当第1四半期連結会計期間より9年に変更しております。

この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ108,019千円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は「セグメント情報」に記載しております。

# 【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間 (平成20年6月30日)	末	前連結会計年度末 (平成20年 3 月31日)	
1 非連結子会社及び関連会社の株式等	<u> </u>	1 非連結子会社及び関連会社の株式	——————— 等
投資有価証券(株式)	97,442千円	投資有価証券(株式)	220,347千円
(うち、共同支配企業に対する投資 の金額)	97,442千円	(うち、共同支配企業に対する投資 の金額)	120,967千円
投資その他の資産その他	123,002千円	投資その他の資産その他	54,816千円
(出資金)		(出資金)	
2 偶発債務 連結会社従業員の銀行借入期末 及びエヌエイチケイガスケット の銀行借入期末残高186,065千円 行っております。	インドネシア(株)	2 偶発債務 連結会社従業員の銀行借入期 及びエヌエイチケイガスケット の銀行借入期末残高186,065千 行っております。	インドネシア(株)

# (四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

# (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定13,937,327千円有価証券勘定700,691千円計14,638,019千円

預入期間が3ケ月を超える

定期預金、定期積金

732,973千円

償還期間が3ケ月を超える債券等700,691千円現金及び現金同等物13,204,354千円

# (株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

### 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第 1 四半期連結会計期間末
普通株式(株)	28,222,657

# 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第 1 四半期連結会計期間末
普通株式(株)	151,593

# 3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)	当第1四半期 連結会計期間末残高 (千円)
提出会社			52,174
合計			52,174

### 4 配当に関する事項

# (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年 6 月19日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	504,192	18.00	平成20年 3 月31日	平成20年 6 月20日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

# (リース取引関係)

前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

### (有価証券関係)

前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

# (デリバティブ取引関係)

平成20年6月30日現在のデリバティブ取引の契約額等はありません。

# (ストック・オプション等関係)

### (セグメント情報)

### 【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

		,				
	自動車部品 関連事業 (千円)	自動車製造用 設備関連事業 (千円)	その他 (千円)	計(千円)	消去又は全社 (千円)	連結(千円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	22,115,596	4,435,323	123,208	26,674,127		26,674,127
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高		97,489	256,894	354,384	(354,384)	
計	22,115,596	4,532,813	380,103	27,028,512	(354,384)	26,674,127
営業利益(又は営業損失)	1,974,514	312,394	33,007	2,319,916	(1,243,619)	1,076,296

- (注) 1 事業区分は、売上集計区分によっております。
  - 2 各事業の主要な製品

    - (2) 自動車製造用設備関連事業......搬送装置、金型、溶接機、設備部品
    - (3) その他......物品の小売、作業改善コンサルティング、自動車部品の物流、梱包等のサービス業
  - 3 営業費用のうち消去または全社の項目に含めた配布不能営業費用(1,244,938千円)の主なものは四半期 連結財務諸表提出会社の総務部、経理部、物流センター・発送室に係る費用であります。
  - 4 「追加情報(有形固定資産の耐用年数の変更)」に記載のとおり、四半期連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社の機械装置については、従来、耐用年数を10~12年としておりましたが、平成20年税制改正を契機に耐用年数の見直しを行い、当第1四半期連結会計期間より9年に変更しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第1四半期連結会計期間の営業費用は「自動車部品関連事業」が103,611千円、「自動車製造用設備関連事業」が4,040千円、「その他事業」が368千円増加し、営業利益がそれぞれ同額減少しております。
  - 5 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更(海外子会社等の財務諸表項目の換算方法の変更)」に記載のとおり、海外連結子会社等の収益及び費用は、従来、当該子会社等の決算日の為替相場により換算しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より期中平均相場による換算に変更しております。
    - この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第1四半期連結会計期間の売上高が「自動車部品関連事業」が126,568千円増加、「その他事業」が99千円増加し、営業費用が「自動車部品関連事業」が115,246千円増加、「その他事業」が125千円増加し、営業利益が「自動車部品関連事業」が11,322千円増加、「その他事業」が26千円減少しております。なお、「自動車製造用設備関連事業」については、セグメントに与える影響はございません。
  - 6 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更(棚卸資産の評価基準及び評価方法の変更)」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用し、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第1四半期連結会計期間の営業費用は「自動車部品関連事業」が35,331千円増加、「自動車製造用設備関連事業」が45,338千円増加し、営業利益がそれぞれ同額減少しております。

### 【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	日本 (千円)	北米 (千円)	アジア (千円)	その他 (千円)	計(千円)	消去又は 全社(千円)	連結(千円)
売上高							
(1) 外部顧客に 対する売上高	23,492,161	859,652	1,571,480	750,833	26,674,127		26,674,127
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,195,887		45,132		1,241,019	(1,241,019)	
計	24,688,048	859,652	1,616,613	750,833	27,915,147	(1,241,019)	26,674,127
営業利益(又は営業損失)	758,810	14,598	248,115	14,895	1,007,221	69,074	1,076,296

- (注) 1 国または地域別の区分は、地理的近接度によっております。
  - 2 各区分に属する主な国

北米地域.....米国

アジア地域.......韓国、インドネシア、中国、シンガポール、タイ

その他の地域……ハンガリー

- 3 「追加情報(有形固定資産の耐用年数の変更)」に記載のとおり、四半期連結財務諸表提出会社及び国内連結子会社の機械装置については、従来、耐用年数を10~12年としておりましたが、平成20年税制改正を契機に耐用年数の見直しを行い、当第1四半期連結会計期間より9年に変更しております。 この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第1四半期連結会計期間の営業費用は「日本」が
  - この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第1四半期連結会計期間の営業費用は「日本」が 108,019千円増加し、営業利益が同額減少しております。
- 4 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更(海外子会社等の財務諸表項目の換算方法の変更)」に記載のとおり、海外連結子会社等の収益及び費用は、従来、当該子会社等の決算日の為替相場により換算しておりましたが、当第1四半期連結会計期間より期中平均相場による換算に変更しております。
  - この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第1四半期連結会計期間の外部顧客に対する売上高が、「北米」が42,648千円増加、「アジア」が84,143千円増加、「その他」が123千円減少し、営業費用が「北米」が43,372千円増加、「アジア」が72,118千円増加、「その他」が119千円減少し、また営業利益は「北米」が724千円減少、「アジア」が12,024千円増加、「その他」が3千円減少しております。なお、「日本」については、セグメントに与える影響はございません。
- 5 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更(棚卸資産の評価基準及び評価方法の変更)」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を適用し、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。
  - この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第1四半期連結会計期間の営業費用は「日本」が80,669千円増加し、営業利益が同額減少しております。

### 【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	北米	アジア	中近東	その他	計
海外売上高(千円)	977,098	1,855,087	363,319	1,353,830	4,549,336
連結売上高(千円)					26,674,127
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	3.6	7.0	1.4	5.1	17.1

- (注) 1 地域別の区分は、地理的近接度によっております。
  - 2 各区分に属する主な国

北米地域......米国

アジア地域.......韓国、インドネシア、中国、シンガポール、タイ

中近東地域……アラブ首長国連邦、サウジアラビア

その他の地域……フランス、ハンガリー

### (企業結合等関係)

# (1株当たり情報)

# 1 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末	前連結会計年度末
(平成20年6月30日)	(平成20年3月31日)
1,668.63円	1,709.99円

# 2 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

当第1四半期連結累計期間	引(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
1 株当たり四半期純利益	23.64円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	21.08円

(注) 1株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	662,947
普通株式に係る四半期純利益(千円)	662,947
普通株主に帰属しない金額(千円)	
普通株式の期中平均株式数(株)	28,037,678
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた四半期純利益調整額の主要な内訳 (千円)	
四半期純利益調整額(千円)	
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の主要な内訳(株) 転換社債型新株予約権付社債 新株予約権	3,406,588 6,975
普通株式増加数(株)	3,413,563
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	

# (重要な後発事象)

EDINET提出書類 大豊工業株式会社(E02199) 四半期報告書

2【その他】

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成.20年8月8日

大豊工業株式会社 取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 山 本 房 弘 印

指定社員 公認会計士 川 原 光 爵 印 業務執行社員 公認会計士 川 原 光 爵 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大豊工業株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正 妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大豊工業株式会社及び連結子会社の平成20年 6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・ フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 追記情報

追加情報に記載のとおり、会社及び国内連結子会社は、当第1四半期連結会計期間より有形固定資産の一部 について耐用年数を変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

<sup>(</sup>注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

<sup>2</sup> 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。